

第8回 法制事務のデジタル化検討チーム

デジタル法制審査及び官報電子化の取組について

2023/05/12

デジタル庁 デジタル臨時行政調査会事務局

デジタル法制審査について

デジタル法制審査に係るこれまでの経緯

デジタル法制審査については、昨年の臨時国会提出予定法案を対象に試行実施を開始。その後、内容を拡充し、今通常国会提出予定法案についてもデジタル法制審査を実施中。

今通常国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針

- 2022年8月：「一括見直しプラン」において、2024年（令和6年）常会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていたデジタル法制審査（新規法令等に対するデジタル原則適合性確認等プロセス）を前倒し、2022年秋の臨時国会に提出予定法案を対象に試行的に実施。
- 2022年12月：アナログ規制に関係し得るとされた条項については、デジタル技術が活用できる旨を明確化する通知・通達の整備時期等と併せて点検結果を公表。
- 2022年12月～：「デジタル原則適合性確認等のための指針」を拡充し、通常国会提出予定法案について、デジタル法制審査を実施。

※黄色塗りつぶしが昨年の臨時国会時から主に拡充した部分

1. 趣旨・対象

- 次期通常国会に提出予定の法案を対象に、本指針に基づき、**デジタル原則への適合性確認を実施**。
- 確認対象となる規定は次のとおり。
 - ・ **7項目の代表的なアナログ規制**に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定（目視・実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪問覧・縦覧）
 - ・ **フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定**（光ディスク、シーディー・ロム、磁気ディスク、光磁気ディスク、フレキシブルディスク、磁気テープ）

2. 7項目の代表的なアナログ規制の確認方法等

- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE1）が存在しないことを確認。下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合においては、その**工程も明確化**。
- **活用可能な技術の水準等**に応じてPHASE2又は3のいずれの段階にあるかを確認。
- **テクノロジーマップ及び技術カタログ**を活用してデジタル化を実施。デジタル庁において今後横断的なデジタル技術等の検証に必要な支援を具体化。
- ※ **各府省が規制の見直しを行うに際して参考となる事例を紹介**（例：目視・実地監査規制について、道路橋や道路トンネルなどの点検におけるAIを活用した画像解析等）



3. フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定に係る確認方法

- **オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認**（「電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により提出」「電磁的記録をもって作成」「電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体を持って調整する方法により作成」など）。

デジタル法制審査の今後について

- 本年3月に「デジタル規制改革推進の一括法案」（P4及びP5参照）を国会に提出。
- デジタル社会形成基本法の改正により、デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス（新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス）に関連する規定を措置。
- デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。
- 本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記。



法案の成立後、継続的・自律的に以下の取組を行う。

- 各府省：新規法令等の立案に際しては、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制が新たに規定されることのないようにデジタル原則適合性確認等のための指針に基づき点検を実施し、その点検結果をデジタル庁へ提出
- デジタル庁：必要な体制を整備しつつデジタル法制審査を実施

デジタル規制改革推進の一括法案について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し(①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、①**書面掲示規制**(※)及び②**フロッピーディスク等**の記録媒体に係る規制について改正を行う。

(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス(※1)

に関連する規定を措置 ※1 新規格法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル手続法の改正

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ(※2)の公表・活用に関連する規定を措置 ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため必要な施策を講じなければならないこととする(地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣(デジタル庁)は、規制の見直しに資する技術に関する情報(テクノロジーマップ等)について公表することとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

(テクノロジーマップのイメージ)

- ①画像・データを選別して取得・提供
- ②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化
- ③事態対応を自動化・機械化
- ④検査周期を延長・撤廃



記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大。

【現行】

フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続にはデジタル手続法が適用されない
⇒ オンラインで行うことができず、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用義務

フロッピーディスク等の記録媒体の提出が必要



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

現行法令上オンライン不可

デジタル手続法の適用範囲を拡大

【改正後】

デジタル手続法の適用範囲を拡大し、フロッピーディスク等の記録媒体による手続についてもオンライン可能に

パソコン、スマートフォン等で手続が可能に



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置
(工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記)

【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、書面による掲示も維持



公示送達

【現行】

掲示場等での書面の掲示



行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示（公示）をする制度

【改正後】

主務省令で定める方法（インターネットによる公表を想定）



利用者の利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、現地での掲示も維持

掲示場等での書面の掲示



又は

事務所に設置したパソコン画面での表示



※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、今回の法案はこれを参考にしたもの

今後のスケジュール等

施行時期 原則として公布後1年以内（公示送達のデジタル化は、民事訴訟法の公示送達制度の見直しの施行時期を踏まえ、公布後3年以内）

官報電子化の取組について

電子官報の実現

- 明治以来紙で発行されてきた官報を電子化。
- 法令公布の手段でもある官報の電子化は法制分野のDXの基盤に。

※1999年から「インターネット版官報」で官報情報を配信。他方、官報の発行に関する法律上の規定は存在しない。

経済界要望

- 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、行政手続における書面の廃止やデータの再利用ができない

※商業登記法等で公告をしたことを証する書面として紙の官報を提出させている規定が12法律のほか政省令等に存在。会社等の登記申請の際は年間約13,500件から14,500件程度、紙の官報が提出されている。（内閣府調べ）

【実施済】改革①：行政手続における官報（紙）の提出を不要に

- 閣議了解（本年1月27日）により、セキュリティ強化等を行った「インターネット版官報」と官報（紙）の同一性を確保
- 官報（紙）の書面添付を義務づけている行政手続（12法律等で規定）の運用を見直し

改革②：官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付け

- 内閣府において官報の発行に関する新法の立案作業を担う体制を構築し、検討を開始。年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出し、電子官報を官報の正本として位置付け。

◆官報電子化実現に向けた工程の概要



※その他、「インターネット版官報」の改善（一覧性のある目次付与、検索性の向上等）を実施

◆諸外国（いわゆる大陸法系諸国等）の状況

EU	法律へのアクセスの容易化、コスト削減、迅速な出版の保証を意図して、2013年に欧州委員会規則によりEU官報（電子）が正本に。
フランス	ペーパーレス化法によって2016年に官報の紙出版は終了し、電子版のみを公開提供することに。
ドイツ	昨年12月、連邦法令官報の電子版を正本とすること等を内容とする改正法案が成立。

出典：株式会社ぎょうせい調査、国立印刷局調査等

官報への掲載項目

掲載項目	掲載内容
憲法改正	日本国憲法第九十六条による改正が行われる場合に公布
詔書	天皇陛下が行われる国事行為の一つ
法律	国会で制定された法律の公布
政令	内閣が制定する命令の公布
条約	外国又は国際機関との合意、成立事項の公布
最高裁判所規則	最高裁判所が定めた規則の公布
内閣官房令	中央人事行政機関が定めた命令の公布
内閣府令	内閣府が定めた命令の公布
復興庁令	復興庁が定めた命令の公布
デジタル庁令	デジタル庁が定めた命令の公布
内閣府令・省令など	内閣府と各省庁が共同で定めた命令の公布
省令	各省庁が定めた命令の公布
規則	会計検査院、人事院、各委員会等が定めた規則の公布
庁令	海上保安庁が定めた命令の公布
訓令	官庁が管轄の下級官庁に対し定めた命令の公布

掲載項目	掲載内容
告示	国の機関が決定した事項を広く知らせるための告示
国会事項	規則、規定の制定・改正、会議・議事日程、議案関係等を掲載
人事異動	内閣、中央省庁、都道府県、政令指定都市の主要な人事異動を掲載
叙位・叙勲	位階、勲等に叙せられた者の氏名等を掲載
褒賞	褒章を授与された者の氏名・団体名等を掲載
皇室事項	行幸啓、新任式・認証官任命式等のご公務、御祝電等を掲載
官庁報告	国家試験の公示・合格者公告、最高裁判所判決、公聴会の開催等官庁からの報告事項を掲載
資料	各省庁の作成した資料を掲載
地方自治事項	都道府県知事、政令指定都市の市長選挙結果を掲載
公告	以下の区分で諸事項を掲載
・官庁	公示伝達、行政処分、国家資格保有者の懲戒処分、免許取消し、押収物還付など
・裁判所	相続、公示催告、失踪、破産、免責、会社更生など
・特殊法人等（独立行政法人等の公告）	財務諸表、組織解散等、国家資格保有者の登録・登録抹消等、所管事項の承認・認定など
・地方公共団体	地方債償還、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬など
・会社その他	組織変更、合併、解散など
・会社決算公告	—
政府調達公告	WTO政府調達協定によるものなど（政府調達公告板に掲載）

（出典）国立印刷局資料

改革①の検討（実施済み）

2023年3月14日
官報電子化検討会議資料

◆ 行政手続における「インターネット版官報」の活用に係る閣議了解（令和5年1月27日）

<改革前>

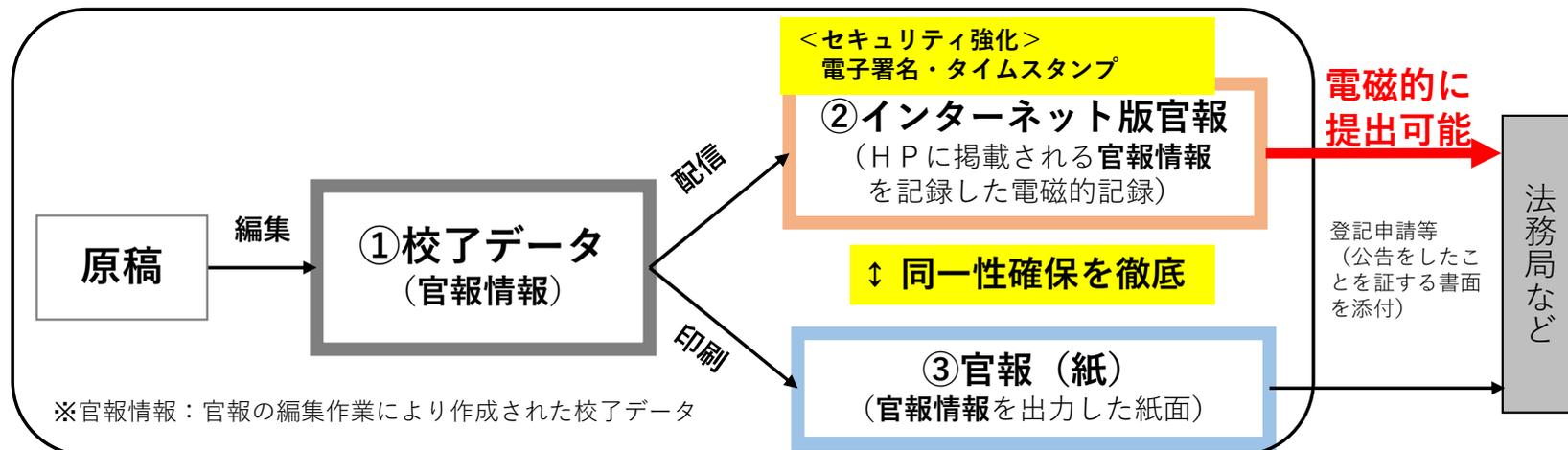
- 「インターネット版官報」については、紙の官報と同等の権威付けが存在しない。
- このため、商業登記法などに基づき「公告をしたことを証する書面」の提出を求める手続においては、官報（紙）の提出のみが可能で、インターネット版官報の提出は認められていない（年間14,000件程度）。
→「紙媒体でしか提出できない運用（郵送等での受付）は不便」との経済界からの声。

見直し

閣議了解により、官報（紙）とインターネット版官報の**同一性確保**（セキュリティ強化等）。

→ 登記申請等において**インターネット版官報の提出が認められ**（注）、電磁的手続のみで完結。

（注）法務省（法務局）の受付システムの運用を見直すとともに、登記申請をする法人に対して各所管省庁から通知。



改革②の検討

2023年3月14日
官報電子化検討会議資料

- ◆ 電子官報（「インターネット版官報」）を「正本」として位置付けるため、官報に関する事務を所掌する内閣府大臣官房総務課に「官報改革検討チーム」を組織し、関係省庁の協力を得つつ、官報の発行に関する新法の検討を開始。

基本的な考え方

<現状>

官報に関する法律は存在しないところ、これまでの行政実務等の積み重ねにより、①官報は紙の印刷物であること、②法令の公布は官報への掲載をもって行われること、は現時点において**慣習法**と解されている。

近年のデジタル化の進展への対応、デジタル社会形成

「官報電子化」

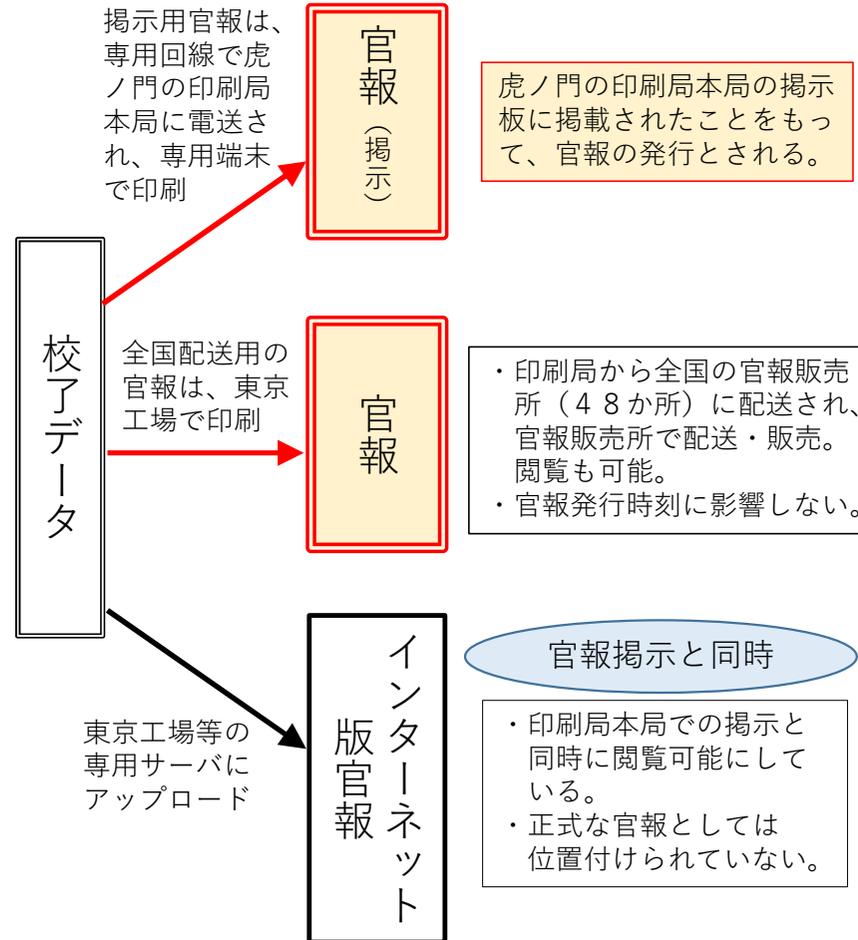
- ・ 上記①の慣習法を変更し、官報の発行を電磁的方法により行うこと、法令の公布を当該官報により行うことについて、法定することが必要。
→ **官報の発行に関する新法（成文法）の制定**
- ・ 官報掲載事項については、これまで積み重ねられてきた行政実務等を成文化することを基本。

官報発行に係る法的安定性の確保、国民の利便性の向上、発行業務の効率化

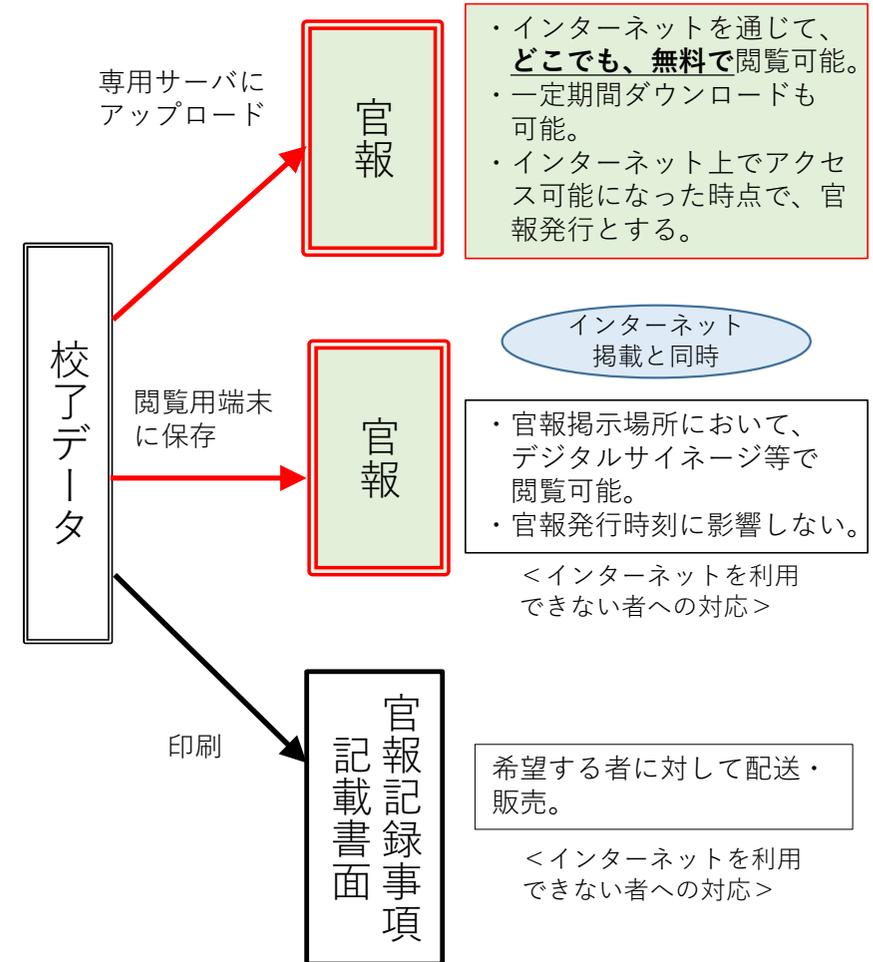
官報の発行方法について

2023年4月14日
官報電子化検討会議資料

現行の紙官報



電子官報 (案)



電子官報の利活用等に係る今後について

- 内閣府を中心に、紙で発行されてきた官報を電子化する仕組みについて本年年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出する。
- 法案の検討に当たっては、以下の運用が可能となるような制度設計を行う。
 - ✓ 将来的に紙の官報を廃止することを念頭に置き、
 - ✓ 現在の官報（紙）を電子官報に単に置き換えるのではなく、今後の技術革新に対応できる技術中立的な仕組みを構築
 - ✓ 機械可読な電子官報のデータの提供
 - ✓ 長期保存が出来る仕組みの構築、改ざんされていない真正情報の提供
 - ✓ e-LAWSとの連携などによる官報に関する事務のBPR 等